

令和8年度

感震ブレーカー

設置促進事業費補助金

感震ブレーカーとは

あらかじめ設定された震度以上の揺れがあった場合に、自動的に電気の供給を遮断する装置です。高知市は分電盤タイプの感震ブレーカーの設置にかかる費用の一部を補助します。

地震火災の原因

東日本大震災で起きた地震火災の半数以上は電気が原因でした。(出典:内閣府HP)
電気火災は家を不在にしている時や電気が復旧した時にも注意が必要です。

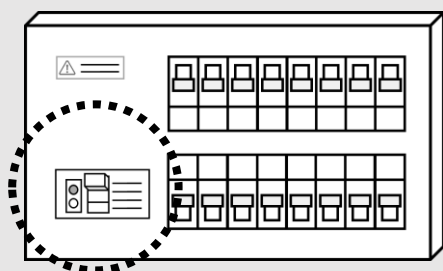
感震ブレーカーは電気火災の発生を防ぐ効果があります。



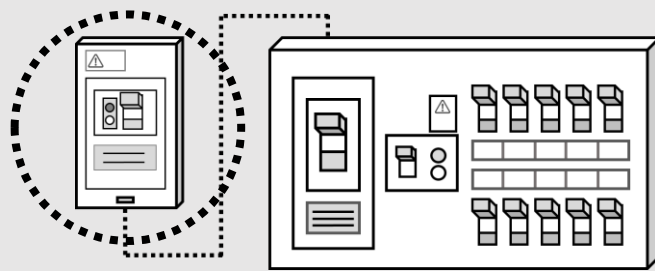
補助制度の概要

分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有するものが補助対象です。

対象
機器



【分電盤タイプ(内蔵型)】



【分電盤タイプ(後付け型)】

申請
期間

令和8年5月26日(火)から
令和9年1月15日(金)まで

注意！
これらは
補助対象外
です。



補助
対象者

- 次のすべての要件を満たす方(1住戸1回のみ)
- ・ 高知市に居住し、住民登録を行っている方
 - ・ 高知市内に所有・居住・新築する住宅に感震ブレーカーを設置しようとする方
 - ・ 県税及び市税を滞納していない方

補助
金額

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する費用のうち

上限10,000円まで

問合せ

高知市地域防災推進課 ☎ 088-823-9040

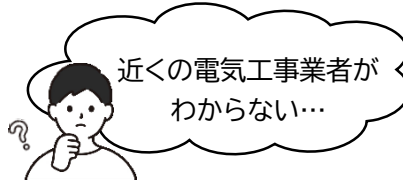
裏面も
CHECK

申請するには

電気工事を伴うため、お近くの電気工事業者に感震ブレーカーの設置について相談し、費用の見積書をもらってください。

※借家に取付ける場合は、見積り前に住宅の所有者または管理者に相談してください。
申請書に所有者または管理者の署名が必要です。

① 工事の発注は交付決定通知が届いてから依頼してください。



事業者探しの相談、工事に関するお問い合わせはこちら

高知中央電気工事業協同組合
住所:高知市大原町87-8
TEL:088-831-7226

【既存住宅に設置する場合】

- 1.補助金交付申請書(様式第1号)
※高知市ホームページからダウンロードできます。
- 2.申請住宅の所有者又は管理者が確認できる書類の写し
- 3.感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真
- 4.感震ブレーカーの設置に要する経費の見積書の写し
- 5.住戸数が確認できる書類 ※複数の住戸に設置する場合に限る
- 6.市税及び県税に滞納がないことが確認できる書類(完納証明書等)

【新築住宅に設置する場合】

- 1.補助金交付申請書(様式第1号)
※高知市ホームページからダウンロードできます。
- 2.申請住宅の確認済証の写し等
- 3.設置機器のカタログ等
- 4.住戸数が確認できる書類 ※複数の住戸に設置する場合に限る
- 5.市税及び県税に滞納がないことが確認できる書類(完納証明書等)

申請先



〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター3階
高知市地域防災推進課

持参もしくは郵送で
提出してください

見積り

※新築に取付ける場合は不要

必要書類の準備

申請

※申請後の流れ

交付決定通知が届く

工事依頼

工事

実績報告

確定通知が届く

交付請求

補助金受取り

注意事項

- 1住戸1回のみ申請が可能です。
- アパート、マンションへの設置も補助対象です。
- 感震ブレーカー作動後は、屋内すべての電気供給が遮断されます。また、夜間の照明確保のため、停電時に作動する照明器具(足元灯や懐中電灯等)を常備しましょう。生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。

詳しくは高知市ホームページをご確認ください。

【高知市HP】 <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/kanshinbraker.html>

